

プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表 (案)

| 現 行 | 改 定 (案) | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>① 本規則においてプロ選手とは、所属クラブとの書面による契約を有しており、フットサル活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p>1-4 契約更新 ([別紙]図-1 及び図-2 参照)</p> <p>② クラブから選手への契約更新通知</p> <p>クラブは、その所属選手に対し、新たな契約を締結する意思及びその契約条件を「契約更新に関する通知書」(書式A)により、遅くとも契約期間満了の1ヶ月前までに通知しなければならない。</p> <p>③ クラブと選手の契約交渉</p> <p>クラブは、上記②の通知後すみやかに選手との交渉の場を設定し、契約期間満了日までに新たな契約の条件についての交渉を終えなければならない。<u>当該期日までに更新通知に対する選手からの回答がなかった場合、選手は、契約更新を承諾したものとみなされる。</u></p> <p>⑤ 最終提示額証明書の発行</p> <p>クラブと選手との交渉が決裂し、契約を更新しないこと</p> | <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>① 本規則においてプロ選手とは、所属クラブとの書面による契約 <u>(電子契約を含む)</u> を有しており、フットサル活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p>1-4 契約更新 ([別紙]図-1 及び図-2 参照)</p> <p>② クラブから選手への契約更新通知</p> <p>クラブは、その所属選手に対し、新たな契約を締結する意思及びその契約条件を「契約更新に関する通知書」(書式A)により、遅くとも契約期間満了の1ヶ月前までに通知しなければならない。<u>クラブは、その写しを加盟リーグ等に提出しなければならない。</u></p> <p>③ クラブと選手の契約交渉</p> <p>クラブは、上記②の通知後すみやかに選手との交渉の場を設定し、契約期間満了日までに新たな契約の条件についての交渉を終えなければならない。</p> <p>⑤ 最終提示額証明書の発行</p> <p>クラブと選手との交渉が決裂し、契約を更新しないこと</p> | <p>電子的な契約締結を可とすることを追記</p> <p>適正化 (書式A記載の説明を規則にも記載)</p> <p>適正化 (手続きの明確化のため)</p> <p>適正化 (書式</p> |

| | | |
|--|--|-----------------------------|
| <p>が確定した場合、クラブは、当該選手に対し、交渉の場において最終的に提示した報酬額を明記した「最終提示額証明書」（書式C）をただちに発行し、<u>同書類</u>を加盟リーグ等に提出しなければならない。</p> | <p>が確定した場合、クラブは、当該選手に対し、交渉の場において最終的に提示した報酬額を明記した「最終提示額証明書」（書式C）をただちに発行するとともに、<u>その写し</u>を加盟リーグ等に提出しなければならない。</p> | <p>C記載の説明を規則にも記載)</p> |
| <p>1-5 契約更新しない場合の手続き</p> | <p>1-5 契約更新しない場合の手続き</p> | |
| <p>① クラブから選手への通知</p> | <p>① クラブから選手への通知</p> | |
| <p>クラブは、選手との契約を更新しない場合、選手に対し、1-4②に定める期日までにその旨を「契約更新に関する通知書」（書式A）により通知しなければならない。</p> | <p>クラブは、選手との契約を更新しない場合、選手に対し、1-4②に定める期日までにその旨を「契約更新に関する通知書」（書式A）により通知しなければならない。 <u>クラブは、その写しを加盟リーグ等に提出しなければならない。</u></p> | <p>適正化（書式A記載の説明を規則にも記載)</p> |
| <p>2. 登録</p> | <p>2. 登録</p> | |
| <p>2-1 本協会への登録</p> | <p>2-1 本協会への登録</p> | |
| <p>② 選手の登録区分</p> | <p>② 選手の登録区分</p> | |
| <p>(1) プロの選手として登録する場合（アマチュアからプロへ変更する場合を含む）、次の書類を本協会に提出し、2-1③の申請料を支払う。</p> | <p>(1) プロの選手として登録する場合（アマチュアからプロへ変更する場合を含む）、次の書類を本協会に提出し、2-1③の申請料を支払う。</p> | |
| <p>イ. 「選手登録区分申請書」（書式第1号）</p> | <p>イ. 「選手登録区分申請書」（書式第1号）</p> | |
| <p>ロ. 選手契約書の写し（Fリーグ加盟クラブ（以下、「Fクラブ」という。）はFリーグに提出する。本協会は<u>Fリーグから</u>これを<u>受け取り、保管する。</u>）</p> | <p>ロ. 選手契約書の写し（Fリーグ加盟クラブ（以下、「Fクラブ」という。）はFリーグに提出する。本協会は<u>いつでも</u>これを<u>閲覧できる。</u>）</p> | <p>適正化（実態に合わせた修正)</p> |
| <p>3-2 移籍補償金</p> | <p>3-2 移籍補償金</p> | |
| <p>④ 上記②の合意がなく当該移籍が行われた場合、違反当事</p> | <p>④ 上記②の合意がなく当該移籍が行われた場合、違反当事</p> | <p>適正化</p> |

者は賠償金を支払わなければならない。当該賠償金の金額は本協会が指定するしかるべき紛争処理機関によって決定されるものとする。

3-3 国内移籍の手続き

① 移籍の申請・承認

(4) 年度途中でプロ選手が移籍する場合、移籍先クラブは、契約の書面の写しを本協会に提出する（FクラブはFリーグに提出する。本協会はFリーグよりこれを受け取り、保管する）。

5. 国際移籍

5-1 海外からの国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

(1) 移籍先クラブ（国内）は、当該国のサッカー協会に「国際移籍証明書」を発行させるために、本協会に次の書類を提出し、申請料（10,000円＋消費税）を支払う。

イ. 「国際移籍証明書発行申請書」（書式第9号）

ロ. 選手の経歴書

ハ. 選手契約書の写し

(2) 本協会は、当該国のサッカー協会に「国際移籍証明書」発行依頼を打電する。

者は賠償金を支払わなければならない。当該賠償金の金額は本協会の規則に定めるしかるべき紛争処理機関によって決定されるものとする。

3-3 国内移籍の手続き

① 移籍の申請・承認

(4) 年度途中でプロ選手が移籍する場合、移籍先クラブは、契約の書面の写しを本協会に提出する（FクラブはFリーグに提出する。本協会はいつでもこれを閲覧できる）。

5. 国際移籍

5-1 海外からの国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

(1) 移籍先クラブ（国内）は、当該国のサッカー協会に「国際移籍証明書」を発行させるために、本協会に次の書類を提出し、申請料（10,000円＋消費税）を支払う。

イ. 「国際移籍証明書発行申請書」（書式第9号）

ロ. パスポート（旅券）の写し

ハ. 選手契約書の写し

(2) 本協会は、当該国のサッカー協会に「国際移籍証明書」発行を依頼する。

適正化（実態に合わせた修正）

適正化（実態に合わせた修正）

適正化

② 移籍の申請・承認

(1) 移籍先クラブは、「継続登録申請」又は「追加登録申請」を行い、次の書類を都道府県サッカー協会に提出する。

イ. 「国際移籍選手登録申請書」(書式第6号)

ロ. 「国際移籍証明書」の写し

ハ. パスポートの写し

ニ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し

ホ. 在留資格が識別できる査証の写し(日本国籍を有する選手を除く)

5-2 海外への国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

(2) 本協会は、当該国のサッカー協会からの要請に基づいて「国際移籍証明書」を当該国のサッカー協会へ発行する。

6. 改正

② 移籍の申請・承認

(1) 移籍先クラブは、「継続登録申請」又は「追加登録申請」を行い、次の書類を都道府県サッカー協会に提出する。

イ. 「国際移籍選手登録申請書」(書式第6号)

ロ. 「国際移籍証明書」の写し

ハ. パスポート(旅券)の写し

ニ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し(日本国籍を有する選手を除く)

ホ. 在留資格が識別できる査証の写し(日本国籍を有する選手を除く)

5-2 海外への国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

(2) 本協会は、当該国のサッカー協会からの依頼に基づいて「国際移籍証明書」を当該国のサッカー協会へ発行する。

6. 改正

2022年 2月10日

適正化

適正化